

議案第 46 号  
令和 5 年度宝塚市病院事業会計補正予算（第 4 号）

資料 3 貸付金ではなく補助金とした理由

1 理由

病院事業の経営健全化は喫緊の課題であり、市としても注視していく一方、病院事業の経営強化の取組が成果を出すには時間を要すると想定されることから、一定の支援も必要であると認識しています。

このような認識のもと、課題となっている補てん財源不足を解消するためには、下記 2 の経理上の違いを考慮し、令和 5 年度及び 6 年度分の補てん財源不足見込を解消するための支援として、補助金として支出することを、病院事業との協議の結果決定しました。

2 貸付金と補助金の経理上の違い

(1) 貸付金

病院事業の資本的収入（4 条予算）の収入となる。資本的収入が黒字となれば、その黒字分は補てん財源として次年度へ繰り越しはできません。

(2) 補助金

病院事業の病院事業収益（3 条予算）の収入となる。病院事業収益が黒字となった場合、その黒字分は補てん財源として次年度へ繰り越されます。